

J H F 近畿通信

Japan Housing Finance Agency

第2号
2019年10月23日

JHFAは「住宅金融支援機構」の英字表記Japan Housing Finance Agencyの略称です。

1 【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）のお知らせ

「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に掲げられている「移住支援策の抜本的拡充」を支援するため、「地方創生移住支援事業※」による「移住支援金」を受給された移住者を対象として、【フラット35】地域活性化型に金利引下げを拡大した「地方移住支援」を追加します。

※ 地方創生移住支援事業について

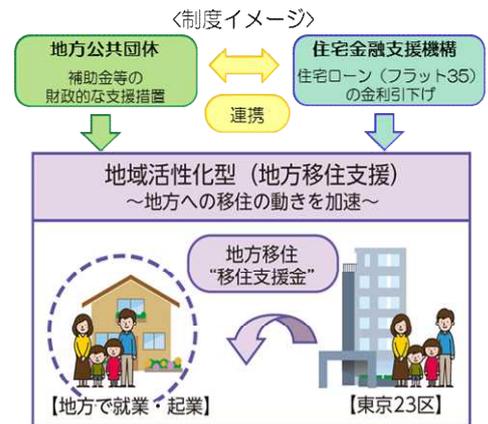
- ・平成31年度予算において実施する内閣府の地方創生推進交付金の活用による事業
- ・一定の要件を満たす東京23区在住者または通勤者が東京圏（注）以外の道府県に移住し、地方公共団体がマッチング支援の対象とした地元中小企業等に就業した場合等に移住支援金を交付
（注）東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

（1）【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）の概要

ア. 事業要件

➢ 次の要件を満たす地方公共団体の事業が対象となります。

- ① 移住支援金の取組を行っていること
- ② 移住支援金のうち地方公共団体（道府県及び市町村）の負担額が金利引下げ相当分以上であること



イ. 【フラット35】の金利引下げ

➢ 移住支援金の交付を受ける方がフラット35をご利用の場合、フラット35の借入金利を**当初10年間、年0.30%引き下げます。**

ウ. 取扱開始時期

➢ 2019年10月1日以降借入申込受付分から適用します。

（2）【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）の対象となる地方公共団体

➢ 近畿2府4県における【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）の対象となる地方公共団体は、次のとおりです（9月24日現在）。

| 都道府県 | 地方創生支援事業 | 市町村 |
|------|---------------------------|---|
| 滋賀県 | 滋賀県移住就業支援事業 | 彦根市、甲賀市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町 |
| 京都府 | 首都圏人材京都還流促進事業 | 福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、和束町 |
| 大阪府 | - | - |
| 兵庫県 | ひょうごで働こう！UJIターン 広報・就職促進事業 | 神戸市、姫路市、明石市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町 |
| 奈良県 | 東京圏からの県内就労促進 パッケージ事業 | 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、三郷町、安堵町、田原本町、曾爾村、上牧町、王寺町、広陵町、吉野町、大淀町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村 |
| 和歌山県 | 和歌山県移住・マッチング支援事業 | 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町 |

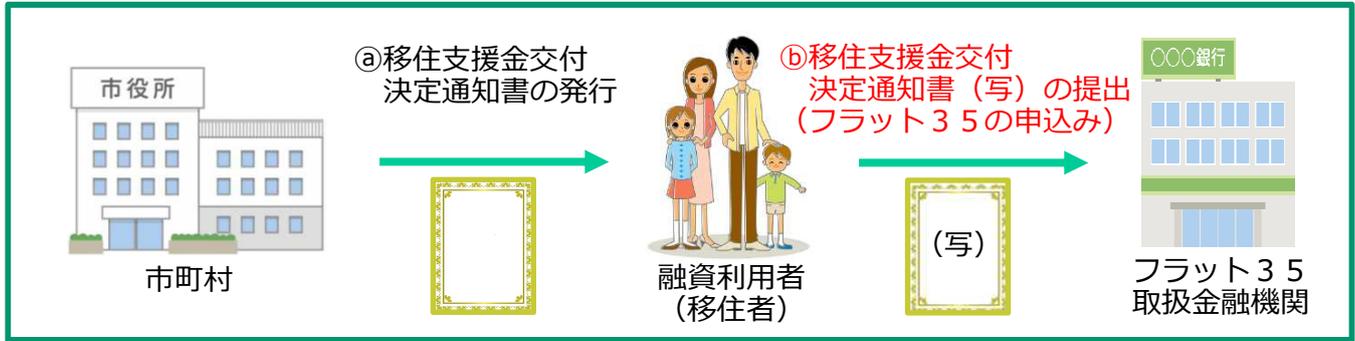
(3)【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）の融資手続の流れ

- 【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けるためには、移住支援金の交付決定日から5年以内にフラット35取扱金融機関へのお申込みが必要となります。
- **お申込時※¹に移住支援金交付決定通知書（写）※²をフラット35取扱金融機関にご提出ください。**

※¹ お申込時にご提出できない場合は、契約時までにご提出ください。

※² 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型（地方移住支援を除く）において契約時までにご提出いただく【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書に替わるものとなります。

<融資手続の流れ>



～【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）の事業認定手続の流れ～

- 事業認定手続は、各都道府県を通じて行います。
※**機構と各市町村との直接のやりとりはありません。**
- 機構にて各市町村の事業ごとに財政支援額を確認した上で事業認定を行い、都道府県を通じて通知しております（9月30日、各府県に通知済）。
※**機構との協定締結は必要ありません。**

地方公共団体の皆さまへ

ご注意 【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。

2 長期優良住宅ならもっとメリット広がる【フラット35】

- 長期優良住宅で【フラット35】をご利用いただく場合、次の4つのメリットがあります。
- メリットの詳細については、別添「長期優良住宅ならもっとメリット広がる【フラット35】」をご覧ください。



メリット1 【フラット35】S（金利Aプラン）が利用できます。



メリット2 金利引継特約付き【フラット35】^(注)が利用できます。



メリット3 【フラット50】^(注)が利用できます。



メリット4 適合証明書の取得・提出を省略できます（中古住宅のみ）。

（注）取扱金融機関はフラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。

<お問合せ先>



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

近畿支店（営業時間 平日9:00～17:00（年末年始を除きます。））

地域営業第一グループ
（担当：滋賀県、大阪府、奈良県）

TEL：06-6281-9261

地域営業第二グループ
（担当：京都府、和歌山県）

TEL：06-6281-9281

兵庫センター
（担当：兵庫県）

TEL：078-327-5015



ご注意 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。